

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の運用開始について
【2025年11月4日～】

2025年9月30日
日本商工会議所

先般、第一種特定原産地証明書発給システムのログイン前画面の重要情報でご案内した、日タイ経済連携協定（以下、「日タイ協定」）における原産地証明書のデータ交換について（<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecodataexchange-start.pdf>）、9月30日付の経済産業省等のホームページで公表されているとおり、2025年11月4日（火）から本格運用を開始する予定となりましたので、ご連絡いたします。

（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.html

また、標題に関連する連絡事項を、下記のとおりお知らせいたします。

＝記＝

1. TSV データの確定

本年7月17日付で、TSV データのドラフト（更新版）を掲載しましたが、この度、TSV データが確定しました。HED 情報、製品情報とも、本年7月17日掲載版から変更ございません。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecotsvtable.pdf>

→製品情報 No23「Marks and numbers」、No24「包装数量」、No25「包装単位コード」、No26「包装形態コード」について、コメント欄に補足説明を追記しました。

なお、日タイ協定以外の TSV データについても、現状から変更がないことを申し添えます。

2. コード一覧表の更新・確定

本年7月23日付等で掲載している、日タイ協定データ交換用のコード一覧表について、日タイ政府間合意により、「英文港名(Appendix A.14)」から「THBKT:Buketa Customs House」が削除となりました。確定版は以下のとおりです。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecoappendix-code.xlsx>

3. 原産地証明書の PDF 発給に係る発給申請期限

PDF 発給からデータ交換による原産地証明書（e-CO）発給への移行のため、PDF での原産地証明書の交付を前提とした発給（再発給含む）申請受付は、2025年10月28日（火）までとさせていただきます。

また、2025年10月31日（金）までに「手続中（承認）」、「交付済」になっていない発給申請書（状態が「発給申請」、「手続中」、「保留」）については、11月4日（火）朝、状態を「保存」に戻します。

この場合、11月4日以降は発給申請書入力がデータ交換に対応した画面になりますので、「積込地・経由地・仕向地」、「第三国インボイスの発行者の国名」、「製品の重量・数量単位」、「製品の 梱包単位・梱包形態」について、該当のコードを選択していただくことになります。

また、「手数料納付方法」および「交付（受取）方法」の表示が以下のとおりに変わります。

○手数料納付方法：「銀行振込／クレジット決済」もしくは「後日払い」

○交付（受取）方法：データ交換

データ交換実施前に発給申請が承認され、PDF 発給された原産地証明書については、有効期限内に限り引き続き利用可能です。

なお、タイ税関での輸入申告方法につきましては、現地でご確認ください。

4. 複写・再発給について

データ交換開始後（11月4日以降）は、データ交換開始前（10月31日まで）の発給申請書の複写による発給申請書の作成は不可となります。新規で、データ交換方式に対応した発給申請書を作成してください。

また、データ交換開始後（11月4日以降）は、データ交換開始前（10月31日まで）に、PDF で発給された原産地証明書の再発給申請は不可となります。新規で、データ交換方式に対応した発給申請書を作成してください。

5. 原産品判定依頼

原産品判定依頼の方法については、データ交換開始後も、現状から変更ございません。

6. 発給システムの改修

日タイ協定の発給申請画面をデータ交換対応にするため、以下の日時に、発給システムの改修を行います。改修期間中は、発給システムにログインできませんのでご承知おきください。

2025年10月31日（金）午後8時 ～ 11月4日（火）午前8時

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)